

## 議案第75号

あきる野市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年7月9日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

### 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号及び令和2年法律第26号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

第1条 あきる野市税賦課徴収条例（平成7年あきる野市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

19 法附則第62条に規定する市の条例で定める割合は、零とする。

附則第15条の3第1項中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

第2条 あきる野市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第19項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長

が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中あきる野市税賦課徴収条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに次条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中あきる野市税賦課徴収条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年10月1日

(市たばこ税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。